

国民年金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響による特例免除の延長！

令和4年度分 令和4年7月～令和5年6月分までの受付が可能となりました

昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した場合に、臨時特例措置として本人申告の所得見込み額を用いた簡易な手続きによる、国民年金保険料免除申請が可能です。

対象となる方

以下、2点をいずれも該当する方が対象です。

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した方
- 2 令和3年1月以降の所得状況からみて、当年中の所得見込み額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方※

※ 当年中の所得見込み額が一部免除基準相当に該当する場合は、それぞれの基準に相当する一部免除が適用になります。また、免除等の判定においては、世帯主及び配偶者も審査の対象になります。(納付猶予の場合は、配偶者のみ判定)

申請時に必要なもの

- 1 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
→書き方は住所、氏名を記入する。
また、「⑫特例認定区分」欄の「3. その他」に○をして、「臨時特例」と記入します。
- 2 簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）

免除対象期間

令和元年度分→令和2年2月から令和2年6月分まで
令和2年度分→令和2年7月1日から令和3年6月30日まで
令和3年度分→令和3年7月1日から令和4年6月30日まで
令和4年度分→令和4年7月1日から令和5年6月30日まで
※年度ごとに改めて申請する必要があります。

申請方法

町民課年金係、または年金事務所にて申請可能です。

◆同様の理由で、国民年金保険料学生納付特例も申請可能となっております。
手続きや申請方法は上記のとおりですが、申請に必要なものは「国民年金保険料学生特例申請書」と「簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）」、学生証の写しです。

お問い合わせ先

町民課 年金係
函館年金事務所

☎47-4681（直通）
☎0138-56-1165（国民年金課）